

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 31 年 3 月 28 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ワカヤマケンキ（〒649-6192）和歌山県 紀カワシモヤマチョウモトの川市 桃山町 元 376 番地

名称（フリガナ）：カラあら川モモシンコウキョウギカイの桃振興協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 岩見 豊

ウェブサイトのアドレス：<https://aramomo.server-shared.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（もも）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：カラあら川モモの桃、Arakawa no Momo、Arakawa Peach

4 明細書の変更

あら川の桃振興協議会（以下「協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の登録変更を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

協議会は、生産者に対して「あら川の桃」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導を行う。

ア 生産者は、生産地及び生産の方法について、「園地台帳」及び「栽培記録簿」に記録し、協議会に提出する。

イ 生産者は、出荷方法について、協議会に届け出た各共同集出荷施設に出荷する。その場合に、各共同集出荷施設は、出荷した「もも」について、「あら川の桃」としての販売記録等を保存する。

また、生産者が各共同集出荷施設を介さず直接販売する場合は、協議会の定める「あら川の桃出荷基準」により選果及び調整等を行うとともに、その販売記録等を保存する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協議会は、定期的に上記（1）のア及びイの手順について、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確認の確保のために必要な措置

- (1) 明細書に記載の生産の方法に基づいて生産された「もも」にのみ、地理的表示である「あら川の桃」及びGI マークの使用が可能であること
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「あら川の桃」と併せて使用すること
- (3) GI マークは、定められた規定に基づいたデザインとすること

協議会は、地理的表示である「あら川の桃」及び GI マークの不正使用を確認した場合、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

9 重大な違反が判明した場合の報告

10 資料の保存

- (1) 上記5における「あら川の桃」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと、または地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料